7 CALENDAR

2023年 7月のトピックカレンダー

今月のおすすめスポット

グリーンヒルズ展望台から、景色を360度ぐるっと一望

美しい景色が見渡せる、八幡屋公園のグリーンヒルズ展望台。津波避難場所にも指定されています。

日 SUN.	月 MON.	火 TUE.	水 WED.	木 THU.	金 FRI.	土 SAT.
						1 ●おもちゃ病院 4
2	3 ●結核健診 4	4 ●法律相談 4 ●ごみ分別相談・フードドライブ 4 ●男の百歳体操 3	5	6 ●行政相談 4	7	8 ●みなとこども囲碁クラブ 3
9	10	11 ●移動図書館 12 ●法律相談 4	12 ●乳幼児検診 ●花と緑の相談 4	13	14 ●移動図書館 12 ●精神科医による相談 4	15 ●おもちゃ図書館 4
16	17 海の日	18 ●男の百歳体操 3 ●法律相談 4	19 ●乳幼児検診	20 ●プレママ講座 4	21	22 ●夏のこども会 12 ●みなとこども囲碁クラブ 3
23 日曜開庁 12	24 ●酒害教室 3	25 ●法律相談 4	26 ●乳幼児検診	27 ●精神科医による相談 4	28	29
30	31	各種イベント、催しは悪天候などにより、中止・変更となる場合があります。				

※4は掲載ページを表しています。

介護保険料決定通知書及び介護保険負担割合証を送付します

【介護保険料決定通知書について】

65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）で、年金からのお支払いにより保険料を納めていただいている方に、介護保険料決定通知書を7月中旬に送付します。また、口座振替や納付書等で保険料を納めていただいている方には、4月に決定通知書を送付しましたが、保険料段階の変更や納付方法が年金からのお支払いに変更となる方には改めて送付します。

【介護保険負担割合証について】

要介護・要支援認定を受けている方及び総合事業の事業対象者の方全員に、令和5年8月から令和6年7月に介護サービス等を利用する際の自己負担割合（1割から3割）を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。介護サービス等を利用する際に、「介護保険被保険者証」と併せてサービス提供事業者に提示をお願いします。

問合せ　保健福祉課（介護保険）
☎ 6576-9859　FAX 6572-9514

塾代助成参画事業者の広報協力を行います

中学生を対象とした塾代助成事業に参画する一定の条件を満たす事業者へ、受講生募集等にかかる広報に協力しています。

問合せ　協働まちづくり推進課（教育・人権啓発）
☎ 6576-9975　FAX 6572-9512

広告　掲載広告は大阪市が推奨等するものではありません

国民年金基金のご案内

国民年金基金は、自営業の方々とそのご家族などが国民年金とセットで加入して、掛金の税優遇を受けながら積み立て、老後に国民年金に上乗せの年金を受けられる、公的な個人年金です。

メリット
- 掛金の全額（上限：年額816,000円）が所得から控除され、所得税・住民税共に軽減されます。
- 受け取る年金も「公的年金控除」の対象で、遺族一時金も非課税です。

主な特徴
- 終身年金が基本で、万一の時はご遺族に一時金が支払われます。
- 掛金は加入時の掛金で一定額。受け取る年金も一定額で、加入時に確定します。
- 掛金は、収入に応じて全額の一時停止や、2口目以降の減口や増口が可能で無理なく続けられます。

加入対象者
- 20歳～60歳未満の国民年金に加入されている方。
- 国民年金に任意加入されている60歳～65歳未満の方や海外に居住されている方。

問合せ　全国国民年金基金 近畿支部
☎ 0120-65-4192

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と保険料決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度の対象の方に、被保険者証（橙色）を7月下旬までに送付します。被保険者証（橙色）の配達時に不在の時は郵便局に保管され、お知らせが投函されます。7月中に届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合は、区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。なお、現在の被保険者証（黄色）は8月1日（火）から使えなくなりますのでご注意ください。

また、後期高齢者医療制度の保険料決定通知書を7月20日頃に送付します。7月中に届かない場合はご連絡ください。

国民健康保険高齢受給者証を更新します

大阪市国民健康保険に加入の70歳から74歳の方に7月下旬までに新しい高齢受給者証を送付します。現在のものは8月1日（火）から使用できなくなります。7月中に届かない場合は、区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。

問合せ　窓口サービス課（保険年金・保険）
☎ 6576-9956　FAX 6576-9991

固定資産税・都市計画税（第2期分）納期限のお知らせ

固定資産税・都市計画税（第2期分）の納期限は、7月31日（月）です。市税は、市政運営の原動力であり、市民の皆様のために大切に活用させていただきます。市税へのご理解と納期内の納付をお願いいたします。

問合せ

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
弁天町市税事務所 固定資産税グループ
☎ 4395-2957（土地） 4395-2958（家屋）
FAX 7777-4505
※問合せ可能日時 平日 9時～17時30分
（金曜日は9時～19時）

固定資産税（償却資産）
船場法人市税事務所 固定資産税（償却資産）グループ
☎ 4705-2941　FAX 4705-2905
※問合せ可能日時 平日 9時～17時30分

個人市・府民税に関する税務調査を実施します

昨年度にお勤め先からの給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、今年度の申告等がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りします。申告が必要な場合は指定の期日までにご提出ください。また、申告等の内容や収入・所得の状況、事務所等の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問（徴税吏員証を携帯）による税務調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

問合せ　弁天町市税事務所 市民税等グループ（個人市民税担当）
☎ 4395-2953　FAX 4395-2810
※問合せ可能日時 平日 9時～17時30分
（金曜日は9時～19時）

塾代助成カードの利用申請を受け付けています

習い事・塾代助成事業は、令和5年4月から助成対象を拡大し、小学5・6年生も対象となりました。令和5年度後半（10月以降）に使えるカードの申請書類について、6月上旬に、小学5年生～中学3年生のご家庭にお送りしています。利用される方は、申請書類を7月7日（金）必着で運営事務局へ送付してください。

問合せ　大阪市塾代助成事業運営事務局
☎ 6452-5273　FAX 6452-5274
HP：https://www.juku-osaka.com

「広報みなと」は毎月1日～4日の4日間（1月を除く）で、港区の各ご家庭・事業所のポストまで委託業者が直接お届けします。